

自由民主党

衆議院議員田中和徳かずのり 国政報告第246号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡ください

衆議院議員田中和徳事務所
TEL 03-3508-7294
FAX 03-3508-3504
http://www.kamome.or.jp/k-tanaka
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



温暖化対策推進法改正案 衆議院で可決!

昨年12月、田中和徳も日本議員団々長として出席したCOP21でパリ協定締結。

日本は2030年までに温室効果ガス26%削減(2013年比)を国際公約。目標達成には家庭や企業の大規模な節電や低炭素化が不可欠、政策の柱が温対法改正案。

日本政府の対策方針と温暖化対策推進法の改正案

- パリ協定締結に際し、日本は2030年までに、二酸化炭素(CO2)をはじめとする温室効果ガスの年間排出量を、2013年比で74%未満(26%削減)にすることを国際的に約束した。
- 日本のCO2排出量の約33%が工場や鉄工所等の産業部門で、約17%がトラック等の運輸部門で、約39%が家庭や企業等の民生部門が消費する電力を生み出す際に排出されている。
- 既に様々な規制がある産業・運輸部門と異なり、民生部門に対しては温暖化対策に資する規制がほとんど設けられていない。そのため、温室効果ガスを26%削減するには、事業所や家庭等の省エネを強力に推進し、低炭素社会実現に向けた取り組みを強化しなければならない。
- こうした事情から今年3月、地球温暖化対策推進法の改正案が閣議決定され、通常国会に提出された。現在、衆議院では4月28日に可決され、参議院で審議が行われている。

図1. 地球温暖化対策推進法改正案の概要

①国民全体に対して地球温暖化対策に関する普及啓発活動を強化

エコカー減税や低炭素住宅への補助金給付、住宅建築に対する省エネ基準の強化など、様々な規制や補助金等の施策を通して民生部門の省エネを推進する。また、国・自治体・企業等が連携し、国民全体に低炭素な製品やサービス、ライフスタイルを普及啓発する。

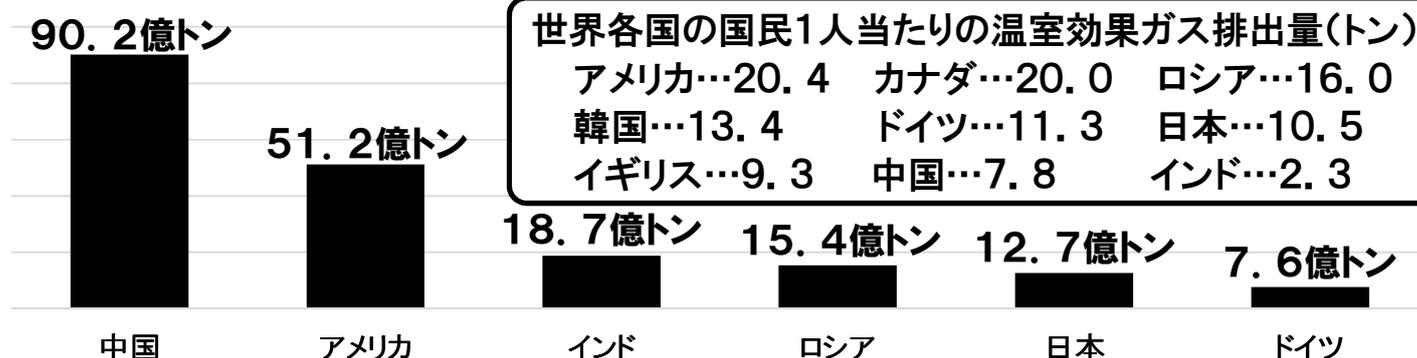
②国際協力を通じた地球温暖化対策の推進

日本が提供した低炭素技術等で他国の温室効果ガス排出量が減少した場合、その一部を日本の削減量に加算する二国間クレジット制度などの国際協カルールを強化する。

③地域における地球温暖化対策の推進

地域における温暖化対策を強化するため、地方公共団体の実行計画の策定を推進する。

図2. 各国の年間CO2排出量と一人あたりの排出量(2013年)



世界各国の国民1人当たりの温室効果ガス排出量(トン)					
アメリカ	20.4	カナダ	20.0	ロシア	16.0
韓国	13.4	ドイツ	11.3	日本	10.5
イギリス	9.3	中国	7.8	インド	2.3

(裏面に続く)

平成28年4月29日

COP21(国連気候変動枠組条約締約国会議)パリ協定締結の報告

- 昨年(2015年)の12月、COP21において、日本やアメリカなど、世界各国の首脳が地球温暖化防止について協議し、大気中の温室効果ガス削減に関する新たな枠組である「パリ協定」が採択された。
- 田中和徳も国会議員団々長として議員会合に参加し、以下の通り日本の主張を演説した。
 - ①温室効果ガス削減に関して、全ての国が参加する公平で実効性ある国際的枠組が必要。
 - ②途上国の参加を得るため、2020年までに日本の途上国支援を1兆3千億円増額する。
 - ③日本の省エネや再生エネルギー技術は世界最高水準で、世界中での一層の支援に努める。
- 地球温暖化を防ぐため、1992年に155ヶ国の賛同を得て国連気候変動枠組条約を締結。
- 1997年には京都議定書が採択され、EU各国や日本は二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出について、具体的な数値を伴った削減目標を義務付けられることとなった。
- 国内でも1998年、地球温暖化対策推進法が制定され、現在6度目の法改正を審議している。
- しかし、京都議定書は途上国に何の制約も課していない上、アメリカまで国内事情で離脱した。日本も東日本大震災を受けて離脱し、京都議定書は事実上、失効した。
- 2014年、国連機関『気候変動に関する政府間パネル』が発表した第5次評価報告書は、温暖化による生態系への深刻な悪影響を防ぐため、CO₂排出量を2050年までに40～70%削減(2010年比)し、2100年までにゼロにする必要があると指摘している。この危機的な状況の下、途上国まで包括した、より実効性のある対策が模索され、パリ協定締結への引き金となった。

パリ協定の内容:途上国にも温暖化対策が求められる

図3. 京都議定書とパリ協定の比較 (パリ協定が今後の国際ルールとなる)

	京都議定書 (1997年)	パリ協定 (2015年)
目的	産業革命前からの世界の気温上昇を未来永劫に2℃未満に抑制。	産業革命前からの気温上昇を未来永劫に最低でも2℃未満、できれば1.5℃未満に抑制。
温室効果ガスの削減対策	先進国: 自国が排出している温室効果ガスの総量を削減。 途上国: 特に義務を負わない。	先進国: 自国が排出している温室効果ガスの総量を削減。 途上国: 排出ガスの総量を削減する義務は負わないが、GDP当たりの排出量削減など、別方式での目標を設定。
日本に課せられた目標	2008年～2012年の5年間の温室効果ガスの各年間排出量を、1990年の日本の排出量の94%未満に抑制すること	2030年までに日本の温室効果ガスの年間排出量を2013年の年間排出量の74%未満に抑制すること。

- 「これまで温室効果ガスを出してこなかった途上国にも、温暖化対策のコストを負担させるのはおかしい」との声が途上国では根強く、京都議定書では途上国は何の責務も負っていなかった。
- しかし近年、中国が世界最大、インドが世界3位のCO₂排出国になるなど、経済発展により途上国の温室効果ガスの排出量が急増している。温暖化防止に向けた実効性ある枠組を作るためには、途上国の排出量に対しても何らかの制限を加えることが必要不可欠な情勢となった。
- この結果、パリ協定では、途上国に対しても先進国とは異なる形式ではあるが、温室効果ガスの排出に制約が加えられており、参加国間の負担の公平性が以前より大きく改善された。各先進国も、国民1人当たりの温室効果ガス排出量を削減することに合意している。
- また、パリ協定には含まれないものの、途上国の温暖化対策を支援するため、先進国が2025年までに最低1,000億ドル(約12兆円)以上の資金援助を行うことも合意された。
- パリ協定ではこれらの対策を通して、今世紀後半にはCO₂の排出量よりも処理量の方が多い、いわゆる「カーボン・ポジティブ」の状態を実現することを目指している。